

議案第 59 号

羽曳野市景観条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市景観条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 27 年 8 月 31 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

景観法（平成 16 年法律第 110 号）の規定に基づき、市街地の良好な景観の形成を図るため、景観地区を都市計画に定めることに伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市景観条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市景観条例(平成 26 年羽曳野市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

「 第 3 節 景観地区(第 27 条―第 29 条)

第 4 節 景観重要建造物及び景観重要樹木(第 30 条―第 33 条)

第 3 章 市民等との協働による景観形成(第 34 条)

第 4 章 景観審議会(第 35 条)

第 5 章 雑則(第 36 条・第 37 条) 」を

「 第 3 節 景観地区(第 27 条―第 33 条)

第 4 節 景観重要建造物及び景観重要樹木(第 34 条―第 37 条)

第 3 章 市民等との協働による景観形成(第 38 条)

第 4 章 景観審議会(第 39 条)

第 5 章 雑則(第 40 条・第 41 条) 」に改める。

第 28 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定は、法第 66 条第 2 項の規定による通知を要する行為について準用する。

第 5 章中第 37 条を第 41 条とし、第 36 条を第 40 条とする。

第 4 章中第 35 条を第 39 条とする。

第 3 章中第 34 条を第 38 条とする。

第 2 章第 4 節中第 33 条を第 37 条とし、第 30 条から第 32 条までを 4 条ずつ繰り下げる。

第 2 章第 3 節中第 29 条を第 30 条とし、同条の次に次の 3 条を加える。

(建築物の適用の除外)

第 31 条 法第 69 条第 1 項第 5 号に規定する良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物は、次に掲げる建築物とする。

(1) 工事、祭礼又は慣例的行事のために必要な仮設の建築物で、工事等の期間中に限り存続するもの

(2) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 85 条第 5 項に規定する仮設興行場、博

覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する建築物で、存続する期間が1年以内のもの

(3) 地下に設ける建築物又は建築物の部分

(4) 大阪府文化財保護条例(昭和44年大阪府条例第5号)第7条第1項の規定により大阪府指定有形文化財に指定され、同条例第38条第1項の規定により大阪府指定有形民俗文化財に指定され、又は同条例第46条第1項の規定により大阪府指定史跡に指定された建築物

(5) 羽曳野市文化財保護条例(平成6年羽曳野市条例第4号)第4条第1項の規定により羽曳野市指定有形文化財に指定され、同条例第30条第1項の規定により羽曳野市指定有形民俗文化財に指定され、又は同条例第38条第1項の規定により羽曳野市指定史跡に指定された建築物

(6) 前2号に掲げる建築物であったものの原形を再現する建築物で、市長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

(景観地区内における行為の完了等の届出)

第32条 法第63条第2項による認定を受けた者は、当該認定に係る行為を完了し、又は中止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、法第66条第2項の規定による通知を要する行為について準用する。  
(認定を要しない行為の景観地区への適合)

第33条 景観地区内において、法第63条第1項又は第66条第2項に規定する建築物の建築等をしようとする者は、法第63条第2項又は第66条第3項の規定による認定を要しない場合であっても、当該行為が景観地区に定められた建築物の形態意匠の制限に適合するよう努めなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

(認定の手続き)

第29条 市長は、市街地の良好な景観の形成を図るため必要があると認めるときは、その必要の限度において、法第63条第2項又は第66条第3項の規定による認定に条件を付すことができる。

2 市長は、法第63条第3項又は第66条第3項の適合しない旨の通知書を交付しよう

とする場合において、必要があると認めるときは、羽曳野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

#### 附 則

この条例は、平成 28 年 1 月 4 日から施行する。

羽曳野市景観条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 景観計画に基づく景観形成</p> <p>第1節・第2節 省略</p> <p><u>第3節 景観地区(第27条－第33条)</u></p> <p><u>第4節 景観重要建造物及び景観重要樹木(第34条－第37条)</u></p> <p><u>第3章 市民等との協働による景観形成(第38条)</u></p> <p><u>第4章 景観審議会(第39条)</u></p> <p><u>第5章 雑則(第40条・第41条)</u></p> <p>附則</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 景観計画に基づく景観形成</p> <p>第1節・第2節 省略</p> <p>第3節 景観地区</p> <p>第27条 省略</p> <p>(認定申請の方法)</p> <p>第28条 1 省略</p> <p>2 <u>前項の規定は、法第66条第2項の規定による通知を要する行為について準用する。</u></p> <p>(認定の手続き)</p> <p>第29条 <u>市長は、市街地の良好な景観の形成を図るため必要があると認めるときは、その必要の限度において、法第63条第2項又は第66条第3項の規定による認定に条件を付すことができる。</u></p> <p>2 <u>市長は、法第63条第3項又は第66条第3項の適合しない旨の通知書を交付しようとする場合において、必要があると認めるときは、羽曳野市景観審議会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>第30条 省略</p> <p>(建築物の適用の除外)</p> <p>第31条 <u>法第69条第1項第5号に規定する良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物は、次に掲げる建築物とする。</u></p> <p>(1) <u>工事、祭礼又は慣例的行事のために必要な仮設の建築物で、工事等の期間中に限り存続するもの</u></p> <p>(2) <u>建築基準法(昭和25年法律第201号)第</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 景観計画に基づく景観形成</p> <p>第1節・第2節 省略</p> <p><u>第3節 景観地区(第27条－第29条)</u></p> <p><u>第4節 景観重要建造物及び景観重要樹木(第30条－第33条)</u></p> <p><u>第3章 市民等との協働による景観形成(第34条)</u></p> <p><u>第4章 景観審議会(第35条)</u></p> <p><u>第5章 雑則(第36条・第37条)</u></p> <p>附則</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 景観計画に基づく景観形成</p> <p>第1節・第2節 省略</p> <p>第3節 景観地区</p> <p>第27条 省略</p> <p>(認定申請の方法)</p> <p>第28条 1 省略</p> <p>第29条 省略</p>

85 条第 5 項に規定する仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する建築物で、存続する期間が 1 年以内のもの

(3) 地下に設ける建築物又は建築物の部分

(4) 大阪府文化財保護条例(昭和 44 年大阪府条例第 5 号)第 7 条第 1 項の規定により大阪府指定有形文化財に指定され、同条例第 38 条第 1 項の規定により大阪府指定有形民俗文化財に指定され、又は同条例第 46 条第 1 項の規定により大阪府指定史跡に指定された建築物

(5) 羽曳野市文化財保護条例(平成 6 年羽曳野市条例第 4 号)第 4 条第 1 項の規定により羽曳野市指定有形文化財に指定され、同条例第 30 条第 1 項の規定により羽曳野市指定有形民俗文化財に指定され、又は同条例第 38 条第 1 項の規定により羽曳野市指定史跡に指定された建築物

(6) 前 2 号に掲げる建築物であったものの原形を再現する建築物で、市長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

(景観地区内における行為の完了等の届出)

第32条 法第63条第2項による認定を受けた者は、当該認定に係る行為を完了し、又は中止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、法第66条第2項の規定による通知を要する行為について準用する。

(認定を要しない行為の景観地区への適合)

第33条 景観地区内において、法第63条第1項又は第66条第2項に規定する建築物の建築等しようとする者は、法第63条第2項又は第66条第3項の規定による認定を要しない場合であっても、当該行為が景観地区に定められた建築物の形態意匠の制限に適合するよう努めなければならない。

第 4 節 景観重要建造物及び景観重要樹木

第34条 省略

第35条 省略

第36条 省略

第37条 省略

第4節 景観重要建造物及び景観重要樹木

第30条 省略

第31条 省略

第32条 省略

第33条 省略

第3章 市民等との協働による景観形成

第38条 省略

第4章 景観審議会

第39条 省略

第5章 雑則

第40条 省略

第41条 省略

以下省略

第3章 市民等との協働による景観形成

第34条 省略

第4章 景観審議会

第35条 省略

第5章 雑則

第36条 省略

第37条 省略

以下省略